

高山寺藏不空三藏表制集院政期点について

松本光隆

―上表と勅答の訓読語における待遇表現法を中心に―

はじめに

「代宗朝贈司空大辨正廣智三藏和上表制集」（以下には、不空三藏表制集と称する）は、唐の円照の編纂した書で、唐の玄宗・肅宗・代宗の三代の皇帝時代に長安を中心に活躍した不空三藏の上表文と皇帝の勅答とを中心に収録したものである。その他、不空後に、不空の遺書、更には、碑文や弟子僧の手になる上表文など、不空三藏関係の文章をも収載している。

梅尾高山寺には、重要文化財第Ⅰ部第239号として、不空三藏表制集六帖を蔵する。院政期の書写加点とみられる資料で、ヲコト点には円堂点と中院僧正点とを使用する。ヲコト点法からは、真言宗広沢流・真言宗高野山に關係する資料であろうと推定される。広沢僧の高野山参籠時の資料であるかも知れないが、奥書が無く推測に過ぎない。

加点の状況は、巻毎に区々で、巻第一と巻第六には、円堂点の加点が厚い。巻第二は、円堂点加点であるものの、巻首には加点密度が比較的濃い^{〔1〕}が、第八紙以降の密度は薄くなる。巻第三・四は中院僧正点の加点資料であるが加点は疎である。巻第五は無点本である。本稿は、高山寺藏不空三藏表制集院政期の円堂点加点の厚い巻第一と巻第六を対象にして訓読語の記述を行うおうとするものである。

高山寺藏不空三藏表制集院政期点巻第一には、不空三藏の表制（上表文）

二十通と答制（勅答）八通が納められる。巻第六には、不空三藏以外の僧等による上表文二十二通と勅答十一通が存する。その上表文と勅答とを対象にして言語事象の記述を行う。中でも、高山寺藏不空三藏表制集院政期点の待遇表現体系を念頭に、本稿では、待遇表現法の質に焦点を当て記述することを目的とする。

上表・勅答を対象として言語分析をする目的は、一つには、上表文・勅答は、君主に進上する文献、あるいは逆に、君主から下される文献である。上表文には、発信者と、それよりも高い地位にある受信者との相対的上下関係が前提として存する。逆に、勅答の場合は、発信者と、それよりも低い地位にある受信者の相対的關係が存在する。この場合、どのような待遇表現を採って訓読語が実現されたのかを記述してみたいと考えている。即ち、本稿では、上表・勅答に限ったことであるが、待遇表現法、中でも以下に取り上げるのは、先ず文法的敬語表現である。敬語表現という観点から、どのような訓読語の基調が記述されるかを問題とする。さらに、漢文訓読語の待遇表現法の全体を記述してみたい。

第二には、表自体が「文書」であることである。即ち、最初から「書かれた文章」として訓読される。漢文である上表文の場合、表現主体は、不空三藏やその弟子等であるが、君主に申し立てる類型の「文章」として伝来したものである。日本人訓読者に受け入れられ訓読される際、当初から「書かれたもの」としての意識が形成されたものであろうと推測される。稿者は、

その「文章」は如何に訓読されたものかと言う課題を追っているが、その一端を原漢文と訓読語の待遇表現体系との関係を通じて明らかにしたい。

以下には、敬語表現の記述を行うが、敬語表現も、まず、第二節で専ら文法的敬語表現に限ることとする。漢文訓読の待遇表現の場合、和文とは異なり、語彙的待遇表現が重要な位置を占めるのであるが、この問題は、本稿第三節以下で検討することとする。

本稿では、先ず、高山寺本不空三藏表制集巻第一・六の記述を行い。今後の漢文訓読語における待遇表現体系の質を考えるための見通しを述べてみたい。

一、高山寺藏不空三藏表制集巻第一・六の言語量

高山寺藏不空三藏表制集巻第一・六における敬語表現の記述を行うが、右にも記した如く、第二節では、文法的敬語表現を中心に取り上げる。文法的敬語表現とは、文法化した敬語表現を指す。例えば、補助動詞による敬語表現、「たまふ（四段）」や「たまふ（下二段）」「たてまつる」は、動詞に下接して尊敬や謙讓の敬語表現の機能を果たす。これらの補助動詞は、動詞＋補助動詞の形態で、基本的には、動詞そのものを選ばない。即ち、文法的な機能として尊敬・謙讓を表す。補助動詞の場合も同様で、動詞句中で、多くは動詞に下接して、文法的に敬語表現を担う。

接頭語「み」や「おほむ」も同様に、語の構成要素として上接する要素で、同一の語形で多くの名詞を作り出すから、これも以下の記述に取り上げる。ただし、接頭語を冠した名詞は、語彙的敬語表現とも解釈される余地が十分であるものであるが、第二節では、これを記述の対象として取り上げる。

また、例外的であるが、これに和語の敬語動詞も加えて記述する。敬語動詞は、厳密には語彙的敬語表現の範疇に含めるべきものであると思われるが、これを含めることとする。

概ね、第三節に委ねるのは語彙的待遇表現、即ち右以外の漢語名詞の類、漢語動詞の類で、これらの語彙・表現を第三節以降で扱う。

本稿に対象とする高山寺藏不空三藏表制集巻第一は、内題から尾題まで、計二八丁存する。半丁あたり七行で、第二八丁裏は三行で巻を閉じて、巻第一は計三八八行を存する。巻第六は、内題から尾題までの全体で、二六丁、末尾の第二六丁表は、尾題のみ一行で巻を閉じる。行配りは、半丁七行で、巻第一と同様である。巻第六は、計三五一行の言語量を持つ。本稿に対象とする不空三藏表制集院政期円堂点資料の言語量は、総計七三九行となる。字詰めは、行によつて区々であるが、行一杯に書きされている字数は、一七字から一九字である。また、一行数字しかない行もあるので、目安にしなければならないが、一行一七字で計算すれば、一二、五六三字となる。

二、高山寺藏不空三藏表制集における文法的敬語表現の出現状況

まず、高山寺藏不空三藏表制集に認められる補助動詞を取り上げる。高山寺不空三藏表制集に認められる事象については、以下に実例の全例を掲げる。

尊敬の補助動詞「たまふ」は、以下のように出現している。

- 1、皇后張氏に册シタマフを賀(する)・表一首併(巻一・二オ3・目次)
- 2、皇后張氏賀册シタマフ・表一首(巻一・九オ7)
- 3、遂に千年(の)「之」聖を誕シタマヘリ「異、誕「ス」。(巻一・二オ5)
- 4、像・能く光明洞徹(したま)へり「異、洞徹「ナリ」。(巻一・二オ7)
- 5、陛下の威萬國を降(したま)へるか如(し)。(巻一・二二ウ1)
- 6、伏(て)願(はく)は少「ク」敬念を脩「メ」緘(て)而(し)て帶シ

タマヘ^異帯(せ)「ヨ」「之」。(巻一・二二ウ4)

7、正法をモテ國を理ム 靈と與に・契を合(せ)タマヘリ。

(巻一・二五オ4)

8、請フ道場に齊^親翻譯抄寫の糧食等に充給(したま)「ハム」。

(巻一・二三オ3)

9、威儀容衛・釋迦(の)「之」鷲峯に下(し)タマヒシカコトシ(に)

「異、下(すか)コトキ(に)」宛(つ)。(巻一・二四ウ4)

10、佛護念(し)タマフ所身を烈火(の)「之」上に委(ね)テ足を銛^{セム}

鋒の「之」端^{サキ}(に)投(く)。(巻六・九オ7)

11、伏(て)惟(れ)は寶應元聖文武皇帝陛下。文殊(の)事を弘(め)

普賢の願を行シタマフ。(巻六・一一ウ3)

12、忽に石上於(て)灰燼^{クハエン}を濕^シしたまひける使(ち)微火を得。

(巻六・十六オ4)へ*「濕」「燼」字左傍に墨仮名「ウルヲエル」あり

13、文殊大聖。靈山を保護(し)たまふ。(巻六・一九ウ3)

14、瑜伽最上乘義を受(け)後數百歳に「於」龍猛菩薩に傳(へ)タマフ。

(巻六・二四オ2)

15、金剛智東來(し)て「於」和尚に傳(へた)マフ(巻六・二四オ4)

以上の一五例が全例である。いずれも読添語として出現する。両巻の総行数は、七三九行であるから、約四九・三行に一例の出現比率である。注意すべきは、例3・4・6・9・12の五例である。本資料には、朱点(円堂点)の他に、墨の仮名点・注記書人が存するが、その墨点に抛れば、無敬語である。つまり、墨点の訓読に従えば、読添語の補助動詞「たまふ」は、七三・九行に一例出現することになる。

謙讓の補助動詞「たてまつる」は、以下の二例が出現するのみである。

16、三千逾(え)タテマツル(巻六・二五オ6)

17、豈(に)只(た)・轉念誦持して而も能(く)報し奉^ホる者ノミナラム

ヤ「矣」。(巻六・一二オ2)

例16は、仮名点の読添語として出現するが、例17は、本文の漢字の直読例である。漢語動詞「奉報」を、それぞれに和訓を与えて返読して読んだ例で、かかる訓読法の歴史を追ってみる必要があるが、このような訓読法は、例外的である可能性が考えられる。即ち、二字の漢語動詞として訓読される場合を期待できるからである。

語彙的敬語表現の範疇としてよいと思われるが、和語動詞の敬語動詞「たまふ」は、以下の七例の確例が存する。

18、特^訓に名香を賜^{タマフ}へり「異、賜」「ヒ」兼ては天使を降す「降」「セリ」。

19、乃^ガ「ヲ」号を大廣智不空三藏と賜^{タマフ}。(巻一・二七ウ2)

20、仰(きて)聖慈^ホを思(ふ)に・曲(け)て哀恤^シを賜^{タマフ}へり。

21、亡^ニ師惠堅^ニ贈スル物賜^{タマフ}表(に)謝(する)一首(巻六・四ウ3)

22、紫の僧衣一副^ツを賜^{タマフ}・者^テり(巻六・八ウ3)

23、特に錦綵縑緗共(に)四十疋賜^{タマフ}。(巻六・十二ウ4)

24、薄^コ二申^ノへ奨^メ(め)賚^{タマフ}フ以て助脩行ナリ「異、奨賚ヲ申(へ)以(て)脩行を助(く)」「也」(巻六・十三ウ3)へ*「奨」字の右には朱仮名「ノ、ヌ」あり。「ス、メ」の誤点か

以上の、本文の漢字「賜」の和訓である。

右の例24は、墨訓が漢語名詞としてしているので、本動詞「たまふ」の例として掲げたが、複合動詞ではなくて、補助動詞である可能性を捨てきれない。

これも、類例を探索する必要がある。

謙讓動詞「たてまつる」は、以下のように現れる。

25、虎魄の像并に梵書の隨求の眞言を進^{タマフ}る(巻一・二オ4・目次)

26、謹て状に隨(ひ)進^{タマフ}ル(巻一・二五オ6)

27、恩命アテ京城諸寺ノ塔像ヲ拂ひ拭ひ訖て進る表一首（巻六・九ウ3）
右の三例は、「進」字の和訓として現れる。

28、謹（て）状に隨（ひ）進（る）。謹（て）進（る）。（巻一・二二ウ6）
などの例が多出するが、確例ではないので計数には掲げていない。

「奉」字の例は以下の三例の確例が認められる。

29、伏（し）て奉ル中使羌庭瓌（平）聖慰を宣へラク（巻六・五オ5）

30、伏（て）奉る中使李憲誠（平）聖旨を宣キラク（巻六・二二ウ4）

31、今日十日・面（マ）リ進止を奉る。（巻六・二四ウ6）

「獻」字を「たてまつる」と訓じた例は、

32、臣聞く子一善を得は・必（す）其（の）父に獻（タ）る。臣一善を得

（は）必（す）其（の）居（に）獻（タ）る。（巻六・二ウ6）

33、元日に甄（タ）升迦力寶獻る・表一首（并答）（巻六・一七ウ6）
の三例が確認される。

「覲」字の訓「たてまつる」は、中止法の一例があつて、

34、想を十方に凝（コ）シ「花嚴（の）」「之」諸佛に覲（タ）ツリ・（巻一・六ウ3）
と認められる。

以下、「つかまつる」、「まうづ」、「うけたばる」、「まうす」の各一例が認められる。

35、常に闕庭に奉（マ）ル（巻一・七オ4）

36、謹（み）「テ」銀臺門に詣（イ）リ「墨」詣（マ）「テ」、「奉表陳賀以聞ス

（巻一・三ウ2）

37、伏（し）て承（レ）レハ「官軍・捷（音安カチモノ）を獻（し）東京を収復す。

（巻一・四オ5）

37、沙門不空言「サク」中使（動使也）呉（姓也）遊（名也）巖至（り）て聖旨を奉宣「ス」。

（巻一・六ウ1）

漢語名詞、漢語動詞の語彙的敬語表現を除いて、文法的敬語表現を中心に右に掲げた。右からは、敬語補助動詞は、基本的に読添語に出現する。た

だし、補助動詞「たてまつる」一例が、本文の漢字の訓として、確例で出現している。敬語動詞の出現は、右の如くで、決して多くない。また、和語接頭辞を冠した名詞は、確例を認められない。また、本資料中には助動詞「しむ」が出現する。しかし、いずれも使役の用法で、尊敬の用法がなく、その他の敬語補助動詞は出現しない。

右のような敬語表現は、上表文と答勅と言う発信者と受信者の上下関係が明確な文章の訓読において、決して、栄えてはいない。

三、高山寺藏不空三藏表制集における語彙的敬語表現

— 漢語動詞の例について —

さて、前節に記述した如く、高山寺藏不空三藏表制集巻第一・六院政期点においては、敬語表現として補助動詞の使用は、寡少であると言えようし、和語の敬語動詞も多く出現している訳ではない。

では、高山寺本不空三藏表制集において、前節に取り上げた事象以外で、待遇表現を支える要素があるのだろうか。

先ず、一字の漢語サ変動詞について記述を行うことから始めてみよう。第二節に触れた如く、「奉」字には、補助動詞和訓「たてまつる」が充たされている例が一例存する。例17である。敬語動詞和訓としては、「進」「奉」「獻」「覲」字に「たてまつる」訓が与えられて和訓で訓読された例を例25から例34（例28は除外）まで掲げた。実は、これらの漢字は、不空三藏表制集中に多用される字である。高山寺藏不空三藏表制集巻第一・六院政期点においては、充当語が和語なのか、漢語なのかの訓読語形の確例たり得ないものも例としては、

38、奉 勅語。（巻六・一四ウ2・「奉」字にはヲト点も仮名も加添されていない）

以下のように一字の漢語サ変動詞として訓読された例が認められる。確

例が多くはないが、

39、大興善寺三藏沙門不空奏ス。(卷一・二八〇一)

40、右杜冕(人名)奏して「イ、奏(す)」。臣・素「ヨリ」功動無「シ」
(卷一・二二ウ6)

41、謹(み)て中使李憲誠力表ヲ奉シ陳賀以聞(卷六・四〇才2)

42、師・道を靈山に訪(ね)精か(に)正覺を脩せり 異石來り獻せり。
(卷六・二八才6)

などは、謙讓の一字漢語動詞と認めて良からうし、

43、大興善寺都維那法高に勅ス・前に依(り)て句當セシムル・制一首
(卷六・二ウ1・目次)

などは、尊敬の一字漢語動詞と認められよう。ただし、文法的な敬語ではない。語彙的敬語の範疇に入るものであることを認めておく。

二字漢語動詞の例もあり、

44、陛下(御宗)時「二」乘(り)・至徳(し)て興王(の)「之」首(ハシメ)「異」首(カウ)

「二」冠ラシメ(カウ)・(卷一・五ウ7)

45、所(ソ)以(ヘニ)に庶品を神「化」シ(シ) (卷一・九ウ2)

46、皇后・柔(モ)範を徳彰「し」・(卷一・九ウ3)

これらの二字漢語動詞は、尊敬の動詞と見て良からう。

47、志ヲ「イ、に」誓(ひ)鑽(ツラ)仰(アウケ)して豈に敢(へ)て怠(アワケ)違(ワケ)「セムヤ」。
(卷一・二六才5)

48、續(き)て譯(し)て奏聞「セム」。(卷一・九才1)

49、中使李憲誠勅旨を奉「宣」(上)「す」ラク。(卷六・九ウ5)

50、懇に「於」心を責(め)・何(ナ)に憑(ヨ)テカ啓請(ヨ)せむ。(卷六・二六才4)

右の例などは、謙讓の二字漢語動詞と認めて良いと思われる。これらも語彙的な敬語であることを再度確認しておく。

次に掲げた例は、正に、語彙的な敬語として文脈内で機能するのか、敬語動詞表現としては機能しない美文漢語動詞であるのかが問題となりそう

な例である。

51、故金剛三藏。天資秀異して・氣・沖ノ和ヲ「イ、に」稟(け)「タリ」。
(卷一・二五ウ1)

例51は、「故金剛三藏」が主語としてとある。「天資(生まれつき)」が「秀でて他と異なる」の意の漢語動詞が、文脈内に使われて、美文語であると認めて良からうが、例51は、

金剛三藏に開「府及ひ」號を贈る・制一首

中に使われたもので、不空三藏に対する勅書の中の一部である。「故金剛三藏」を讃えた文であるには違いないが、この皇帝の勅書中の漢語動詞「秀異す」は、「故金剛三藏」に対する皇帝からの尊敬の機能を持った漢語動詞と認めるか、あるいは、勅書中の美文表現ではあるが、尊敬の機能を持たないものであるとする二つの立場があり得ると、稿者は考えている。

即ち、語彙的な敬語は、如何なる文脈で使用されるのが問題で、尊敬の機能を含んだ美文語であるのか、四六駢儷文中に使われて単に美文語であるのかは、正に、文脈に支えられてのことになる。ただし、敬語レベルではなく、待遇表現レベルでは、決してマイナス評価の動詞ではない。

四、高山寺藏不空三藏表制集における語彙的待遇表現

―名詞・代名詞の例について―

敬意を含むか否かの問題から、高山寺藏表制集の訓読語を眺めれば、漢語名詞も、語彙的な敬語として使用されていると思しい。漢語名詞の場合、用例の枚挙に違がないが、数例を掲げてみる。

52、智藏(人名)久く「王化」に霑(ひ)重(ね)て漢儀を覩ル
(卷一・三ウ1)

53、智藏幸に「昌明」を保(つ) (卷一・四ウ7)

54、西(のかた)「上皇」を迎「フ」。(卷一・五ウ3)

55、恩賜の香を謝シ(て)情を陳(へ)シ・表一首(卷一・六オ7)

56、但シ冀(く)は文殊法力(乎?)憑リ(ヨ)洪恩を上(答(せ)む。(卷六・一二オ3)

などの例が存する。これらの例は、漢文自体の表記の問題があつて、二字漢語名詞の前に闕字が存する。この二字漢語名詞直前の闕字は、敬意を表すための表記法であるから、「王化」「昌明」「上皇」「恩賜」「洪恩」が敬意を込めた表現であることを表記上から明示したものと考えられよう。これらの例は枚挙に遑がない。

57、斯(に)實に睿(一)謀(一)廣「ク」運(ひ)て「イ、廣運」「ナリ」(卷一・四ウ5)

例57の「睿謀」の左傍には、墨書の書入があつて、「御謀」との書入注が存する。この書入注の出典を解明してはいないが、「睿謀」に、敬意が含まれていることを示したものと解釈する根拠とならう。

58、而(し)て更に變輿を尊「ヒキ」・天歩を清「ヒテ」而(し)て仍「リ」に法駕を延「ク」。

天子天子・先天・天に後「ル」。

闔(入)闔(天門也)を去(り)而九重に復「歸」「シ」「イ、歸」「リ」。

正「シク」(し)而萬一姓を載「安(す)」。

「イ、載」「チ」安「ムス」。

(卷一・五ウ3)5)

例58も、同様で、「天父天子先天」には闕字がある。「天歩」には「天子筵道」の注が、「闔闔」には、「御殿」「天門也」の注がある。「朝綱」には、「御輦也」「天也」の注があつて、敬意の含まれた語として訓読されていると認めて良からう。「變輿」の「變」にも「鳳也」の墨注が存するから、この語も「鳳」が「天子」を讃える用事として使われるものであることを考えれば「天子」の乗り物であるという敬意の籠もつた漢語名詞と見て矛盾がない。

「法駕」は、闕字はないが、「天子の乗り物」を指した語で、これ自体が「天子」に対する専用語であることから、敬意を伴つた待遇表現と認めて矛盾がない。

「九重」は、墨注もないし、闕字がある訳ではないが、この上表中では、

宮中を指したものであるから、この漢語名詞は敬意の含まれた待遇表現であると認めて良からう。ただし、この文脈に拠るといふ限定を付さねばならない。中国漢文の漢語の場合、「九つの城」を指す場合があるから、文脈に支えられた漢語敬語名詞として、語彙的敬語と認めなければならぬ。

59、鴻(一)私曲「ケ」て欣躍(せ)て名「ケ」難「シ」。

60、何(に)由(りて)か丹戸(一)瞻觀(せ)む(卷六・一一ウ6)

右の二例「鴻私」「丹戸」にも墨注が存して、敬意の込められた待遇表現を担うと見てよい。

61、既に聖(一)政降(り)て惟新(た)なり。(卷一・三オ5)

62、永く香火を脩(し)以聖躬(一)に福「セム」。(卷一・一八ウ2)

などの例は、「皇帝の政」や「皇帝の身」を指した漢語で、これも敬意の籠もつた待遇表現を担っているものと解釈されよう。ただし、

63、逆黨氷(の)「コトク」に銷(け)て玉師「イ、師」獨(り)尅「リ」

「イ、尅チヌ」。(卷一・四オ6)

64、聖主(の)「之」威神(一)を昭(一)す。(卷六・四オ1)

の如くの「玉師」や、「威神」は、美文語ではあると思われるが、不空三蔵表制集の上表中にあつて、「皇帝の軍」や、「皇帝の気高さ」を意味するものであつて、文脈に支えられた敬意の含まれる待遇表現と見ることができるとはなからうか。他の文章の文脈にあつても、美文語として、些かの改まつた表現として使われる語であろう。待遇としては、プラスの待遇を表現したものであろう。ただし、今までの和語の敬語体系の範疇での分類が可能かどうかを再検討する必要があるが、上表中の皇帝に対する尊敬語としての待遇表現を担う例63・64がある一方で、この文脈を離れた場合、単なる美文語としての表現を担う場合が大いに予想される漢語であると思われる。今後、実例を元に記述してみたいが、四六駢儷文における美文語が、すべて、如何なる文脈においても、尊敬の待遇を担つた語であると断ずる

ことは出来ないと考えている。

名詞も、特定の地位にある人を、その地位で表現して指し示す語がある。

65、道は惟れ帝の先^(平)す「イ、先^イナリ」帝道^イ治キ^イときには「則」神

功不^イ宰^イ「ナリ」。(巻一・五オ6)

など、「帝」の例で、これには待遇意識があると見て矛盾がなからう。

66、陛下・功・立極に超エ。(巻一・三オ1)

67、陛下「ノ」北巡に「イ、巡^イルニ」及(ひて)不空・陪侍「ス

ル」こと獲不と雖(も)。(巻一・七オ2)

この「陛下」も同様で、例67には、闕字がある。

68、深「ク」朕か懐「ニ」在「リ」(巻一・四オ2)

69、在昔の弘誓・朕心に悉く知「レリ」。(巻一・八オ2)

右の二例は、勅答中の例で、自称の代名詞であるが、「皇帝」の「皇帝」を指す自称代名詞であると考えられる。用語として使用の限定のある語であつてみれば、自ずから待遇表現であることが知られる。

70、臣素トヨリオ行无(し)。(巻一・二三ウ4)

例70の「臣」は、一般名詞であるが、「帝」の対義語と位置づけければ、語義そのものに謙った待遇が含まれる語で、この上表中においては、待遇表現を担っているとして矛盾がない。

71、即(ち)愚^イ臣か微誠・生死の願は畢「ラム」。(巻一・二三ウ6)

この例は、右の例70には、「臣」に更に「愚」が修飾要素として冠せられた二字漢語名詞で、軽卑表現であることと見ることができよう。

72、微僧又(た)謹(みて)雜寶藏等經ヲ案(して)云(く)

(巻六・二〇オ7)

73、微僧何(の)幸(あ)テカス(の)聖跡觀^ニル。(巻六・二六ウ3)

右の二例の「微僧」という二字漢語名詞は、「微」を冠して自らを軽卑したものであると解釈されよう。

74、恩命を奉(し)翻^ニ譯(せ)令(る)事許して・探ヌルに資リ。

「イ、資「レリ」微言に證^イ會^イす「イ、會「ヘリ」」。(巻一・八ウ6)

75、謹(み)て愚^イ誠を獻(して)戰^イ汗を倍^イ増す。(巻一・二三ウ4)

右の例74・75と例71の「微誠」も同様で、二字漢語名詞の全部要素に、自らのあり方を謙つて表現した待遇の機能を有するものと認められる。

即ち、右の例52から例75は、一字漢語名詞・二字漢語名詞を取り上げた。

これらの待遇表現機能を帯びた名詞の出現は高山寺蔵不空三蔵表制集院政期点において夥しく、文法的敬語表現(補助動詞「たまふ」・「たてまつる」)の出現が寡少であるのに比べて高山寺蔵不空三蔵表制集院政期点の訓読語には良く出現する。ただし、訓読語に多出するこうした語彙的待遇表現は、原漢文の影響で成立していることを認めねばならない。

さて、第三節と本節では、漢語動詞と漢語名詞が頻出し、語彙的待遇機能を果たしていることについて記述してきたが、第二節に取り上げた文法的待遇表現である補助動詞「たまふ」「たてまつる」と言った文法的敬語表現の出現傾向について論じておく。

高山寺蔵不空三蔵表制集にあらわれる補助動詞の全例を例1より例17に掲げて触れたが、例17以外は、総て読添語として出現する。補助動詞「たまふ」全十五例の上接動詞を列挙してみる。

「册す」・「賀册す」・「誕す」・「洞徹す」・「降す」・「帶す」・「合す」・「充

給す」・「下す」・「護念す」・「行す」・「濕す」・「保護す」・「傳ふ(二例)」

右の動詞で、動詞そのものが待遇価値を持たない。

補助動詞「たてまつる」は、出現全二例で、

「逾ゆ」

一例に下接した例と、原漢文には「奉報」の漢語動詞を返読して読んだ、「報し奉る」

の計二例であるが、「逾ゆ」にも、「報す」にも、この語自体に語彙的敬語機能があるとは思われない。

即ち、文法的敬語表現として高山寺蔵不空三蔵表制集に現れた補助動詞

は、いずれも、上接の動詞が、待遇的価値を持たないもので、補助動詞によって、待遇的機能を添えるために読み添えられた(例17を除く)ものであると解釈されよう。

五、高山寺藏不空三藏表制集における句・文章レベルの待遇表現

高山寺藏不空三藏表制集には、次のような述語句が出現する。否定表現を伴った訓読語の形で、謙った臚化した間接的な待遇表現であると認められる。

76、臣素トヨリオ行无(し) (卷一・一三ウ4)

77、臣・素「ヨリ」功勳無「シ」 (卷一・二二ウ6)

文章表現レベルでは、上表中に現れる文体的な現象で、左例のような訓読表現が形成される。

78、伏(して)惟(みれ)は 寶應元聖文武皇帝陛下。金輪運を撫(て)

玉燭時(に)乗(レリ) 外護を「於」聖心に弘(め)・無縁(の)「之」

慈澤を降ス 人 中禁従三(へ)リ・留念(し)テ誦シテ「而」未(た)

妨ケ「未」(再讀)。(卷六・二二ウ1〜2)

例78の最初の「伏(して)惟(みれ)は」定型的な発語の訓読形で、右の例は、皇帝の行状を記すための枠組みとして現れる発語である。発語の以下には、闕字の名詞や、尊敬表現としての美文漢語を含めて、美文語が出現するが、その外枠を形作る上表文の文体特徴である。この他に、

79、生成已に多シ・報劫何「ヲカ」冀ハム。鳧藻(の)「之」至に勝「エ」

不 謹(み)「て」銀臺門に詣リ「イ、詣」テ、「奉表陳賀以」聞ス

輕シク 宸「嚴を黷す」「イ、黷」「シ」・伏(し)「テ」戰「越」「イ、越く」「

に深シ「イ、深」「ク」戰越「ス」。

沙門智藏・誠惶誠恐謹言 (卷一・三ウ1〜4)

などの例では、副詞的に働く「謹みて」や「伏して」なども上表文の待遇

表現の一翼を担うし、上表文に定型的な文書末の「誠惶誠恐謹言」の書き止めも、上表文の文体的な枠組みとして上表文を包んで、待遇表現に関わる。文中の「奉表陳賀以聞」も、上表文に見られる定型的な待遇表現と見て良からう。

以下には、巻第六の第四表の全文の訓読語例を掲げてみる。

80 ▲沙門元皎僧を度(せ)むと請(する)・表一首

▲沙門元皎。起居に附(きて)伏(して)惟(へらく)。聖躬萬福。

元皎生(れ)て▲福州に居り・偏二方賤品たり。長年に多幸にして變(フ)

輿に侍(從)せり。靈武自(り)京に還(り)・承明の佛事に遇(ア)ふ。先

師ノ遺訓稟(け)て國に許サン・忘(れ)たり「イ、忘しつ」軀は慙

(つらく)は絲(髪)「之」功无(し)已(に)從(心)「之」

歳に及(へ)り身痾療(瘵)ニ纏(はれ)侍養(する)に人无(し)。

仰(きて)聖慈を思(ふ)に・曲(け)て哀恤ヲ賜(へ)り。姪は孝常

トイフモノ有(り)早(に)▲天澤承(け)謬(り)て崇班二列せり。

誠(に)國ニ報(す)る「之」勞无(し)志(に)出家(の)「之」

行有(り)▲元皎。其(の)實業知(り)舉(くる)ニ親を避(け)

不。居家に處(する)と雖も常ニ誦習勤む。伏(して)惟(みれ)は

聖恩傍(及)ひ・特に殊私乞(フ)冀(く)は殘形を竭(シ)て永(く)

上答セムコトヲ希(フ)懇懼(の)「之」至に任(する)こと无(れ)。

謹(みて)降誕(の)「之」辰(に)因(り)謹(みて)附(して)中

▲使魏行林(を)して陳請以聞(す)如(シ)天恩允許せば付(す)に

所(司)に請宣(す)謹(みて)脚色を具(する)こと・後(の)如(し)。

沙門元皎誠惶誠恐謹言

▲大曆十三年十月九日前長生殿道場念誦僧保壽寺主沙門元皎上表

(沙門)元皎請度僧表一首/沙門元皎附 起居伏惟 聖躬萬福元皎生居福州偏方賤品長年多

幸侍從變興自靈武還京遇承明佛事稟先師遺訓許國忘軀慙無絲髮之功已及從心之歲身纏痾

療侍養無人仰思聖慈曲賜哀恤有姪孝常早承 天澤謬列崇班誠無報國之勞志有出家之行元

皎知其實業舉不遊親雖處居家常勤誦習伏惟 聖恩傍及特乞殊私冀竭殘形永希上答无任懇

懼之至謹因降誕之辰謹附中使魏行林陳請以聞如 天恩允許請宣付所司謹具脚色如後沙門
元皎誠惶誠恐謹言／大曆十三年十月九日前長生殿道場念誦僧保壽寺主沙門元皎上表

(卷六・四オ5(五オ3))

この例からも、文章のレベルでの「伏惟……誠惶誠恐謹言」の文体的な枠組みの中に、副詞的に働く「仰ぎて」、「謹みて」などを配して、上表文全体の待遇を示し、その枠組みの中に、闕字等の表記上の敬意表現を含めた漢語動詞、漢語名詞の訓読や、間接的な臚化した否定的句を配する。尊敬謙讓の和語動詞も存するが、先に触れた語彙的待遇表現が支配的で、句単位の待遇表現、上表文全体の全体的枠組みにおいても待遇表現機能を担わしているのが理解される。

これに比較して、和文で多用されて待遇表現の中心となる文法的な補助動詞や接頭語などの出現は、寡少である。

おわりに

今までの認識としては、漢文には、敬語表現が発達せず、日本語文においては敬語表現が豊かであったとした一般的な認識があったように思われる。

変体漢文の特徴としても、正格漢文に比して、敬語表現が豊かであった。漢文内に補助動詞「給」や「奉」の表記が現れやすいことを指摘されてきた。確かに、変体漢文と正格漢文とを比較した場合、「給」「奉」が正格漢文の訓読語に補助動詞として訓読される例は、本稿の高山寺本不空三蔵表制集院政期点に現れる例を掲げた例17のような特殊な訓読法を除いては、あまり多くを期待できない。

その意味では、日本漢文に文法的敬語が多出するという指摘は間違っていない。注4において断片的に取り上げた如く、源氏物語や栄花物語の一部分を検討して、今後の見通しを述べたに過ぎないが、和文においては、文法的敬語が夥しく現れる。この現象をもとに、日本語文には敬語表現が

発達し、漢文には敬語表現が発達していないとの誤認識があるように思われる。

右に検討した結果からは、和文語における文法的待遇表現を中心とした待遇表現と、漢文訓読語における語彙的待遇表現を中心とした待遇表現とは、質の違ったものであったことが記述できたのではなからうか。

即ち、和文における待遇表現を主として担うのは、文法的な待遇表現であって、一方、漢文訓読語においては原漢文の影響を受けつつ、語彙的な待遇表現が支配的であるとして、両言語体系の待遇表現は、質的に異なったものであると認めて良いのではないだろうか。

築島裕博士は、「平安時代の漢文訓読語につきての研究」(昭和三十八年三月、東京大学出版会)において、和文語と漢文訓読語の言語体系の差を、語彙的な面から浮き彫りにされた。以後、多くの研究を生んだが、稿者は寡聞にして本稿の如く、表現・文章レベルでも差があることを指摘された例を知らない。

本稿の検討は、ただ一種の高山寺本不空三蔵表制集院政期点だけを取り上げた記述研究である。和文側の資料に触れたのも一部分であって、その意味では見通しの域をでるものではないと自覚している。

和文側の記述研究と、又、漢文訓読語内部の通時的研究が、課題として残されている。これらの課題は、後に俟たねばならないと考えている。

注

1、高山寺蔵不空三蔵表制集巻第一・六には、円堂点が加添されていることは明確であるが、仮名や注記類の位置に、本文の被注字との関係で、ずれて書き込まれた例が見られる。仮名点にも誤記が認められ、また、円堂点の範疇からは、誤点と考えざるを得ない訓点も存する。本文はもとより、訓点自体も移写されたと思し、あるいは、純粋な円堂点加添資料ではなく、他の訓点も混交している可能性を否定できない。本稿では、不審の訓点を一々注記していない。

2、専らの記述の対象は、敬語補助動詞、助動詞の記述を行う。また、和語の敬語動詞、及び、接頭語の上接した敬語名詞も視野に入れる。にはならないことをお断りする。

3、儀軌類などには、仏足を指して、「足」などの確例が存するが、高山寺蔵不空三蔵表制集には、この種の語が用いられない。

4、以下の問題については、別稿を用意して、和文の待遇表現法と漢文訓読語の待遇表現法体系の質的な差を詳細に実証してみたいが、以下に気付きを記しておく。

便宜的に、新日本文学大系『源氏物語』（岩波書店、平成五年一月）を用いて、「桐壺」巻に限って、高山寺蔵復三蔵表制集に出現している敬語表現との数量的な比較を試みしておく。桐壺巻は、新日本文学大系では、25頁存し、一頁15行、一行33字である。最初の頁は13行で、最終頁は、2行の本文があるから、計三六〇行となる。高山寺蔵不空三蔵表制集の一巻分と同程度の行数であるが、一行の字詰めは二倍ほど存することになる。ただし、漢文の場合、基本的に漢字一字が一語であるが、和文の平仮名資料の場合は、言語情報量としては少ないことになる。この源氏物語桐壺巻に出現する敬語は、不空三蔵表制集に比較して、以下のようになる。

補助動詞「たまふ（四段）」 168例 補助動詞「たまふ（下二段）」 3例

補助動詞「たてまつる」（四段） 29例

補助動詞の量は、源氏物語に圧倒的に多出する。

語彙的敬語に分類されようが、敬語動詞の例は、

動詞「たまふ」 1例 動詞「たてまつる」（四段） 3例

動詞「つかまつる」 5例（つかうまつる） 4例 動詞「まうづ」 0例

動詞「うけたばる」 ↓（うけたまはる） 3例 動詞「まうす」 1例

の如くで、源氏物語に圧倒的に多いという訳ではない。右の比較では、文法的敬語表現である補助動詞の多様状況が確認される。

また、高山寺本不空三蔵表制集には現れていない尊敬助動詞や、接頭語を冠した語も、源氏物語には多出する。

今、和文一資料を掲げる。梅沢本『栄花物語』巻第一「月の宴」は、一丁20行で、52丁を存する。第五二丁目は9行で、全一〇二九行を存する。この資料には、補助動詞「たまふ（四段）」 419例 補助動詞「たまふ（下二段）」 0例
補助動詞「たてまつる」（四段） 58例
やはり補助動詞の量は、栄花物語に圧倒的に多出する。敬語動詞の例は、

動詞「たまふ」 1例 動詞「たてまつる」（四段） 6例

動詞「つかまつる」 2例（つかうまつる） 5例 動詞「まうづ」 1例

動詞「うけたばる」 ↓（うけたまはる） 4例 動詞「まうす」 25例

傾向としては、源氏物語に通ずる。

栄花物語も同様で、敬語助動詞、接頭辞を冠した名詞が多出する。

〔付記〕

本稿を、高山寺調査団においても、約三十年に亙りお導きを戴いた築島裕先生を偲んで御霊に謹上したい。高山寺に拝登すれば、未だ、石水院の濡れ縁に腰を掛けていらつしやるような思いが消えない。本稿の資料とした高山寺蔵不空三蔵表制集院政期点も巻第一は、築島先生のご移点本を拝借しての原本調査資料による。その字を懐かしみ用例を引きながら在りし日のお姿を思い描きつつ脱稿したものである。